

## 株式会社ハーベス 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

### 1. 目的

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 2. 計画期間

2025年1月16日～2030年3月31日(約5年間)

### 3. 行動計画

**目標1** 計画期間中の育児休業取得率を女性75%以上、男性50%以上にする。

対策

2025年4月～ 各職場の育児休業取得状況の調査

2026年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の推進(部門ローテーションによる多能工化等)

2027年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の推進(部門ローテーションによる多能工化等)

2028年4月～ 育児休業取得推進に関する説明会の実施、社内報等による全職員への取得推進

2029年4月～ 育児休業取得推進に関する説明会の実施、社内報等による全職員への取得推進

**目標2** 従業員の月平均所定外時間を30時間以内にする。

対策

2025年4月～ 月平均所定外時間の現状把握。課題の洗い出し

2026年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修実施

2027年4月～ 従業員の業務棚卸

2028年4月～ 業務量、業務分担の見直し、DX化による業務効率化推進、適宜進捗状況の確認と修正

2029年4月～ 業務量、業務分担の見直し、DX化による業務効率化推進、適宜進捗状況の確認と修正

**目標3** 育児休業時、育児休業復帰時の「支援プラン」を策定し、従業員が安心して休業できる環境を整備する。

対策

2025年4月～ 従業員へ意識調査、現状把握と課題の洗い出し

2026年4月～ 「支援プラン(休業時の補助金案内、時短勤務制度、フレックスタイム制度他)」策定

2027年4月～ 「支援プラン」に関する説明会の実施、社内報等による全職員への周知

2028年4月～ 「支援プラン」に関する説明会の実施、社内報等による全職員への周知

2029年4月～ 「支援プラン」に関する説明会の実施、社内報等による全職員への周知

以上